

高齢者のために

医療機関にかかるとき

国保医療課 (市役所内線 1167)

名称	対象者	内容
はり・きゅう・マッサージ 施術料の助成	■ 70歳以上の人	料金の1/3を助成(ただし限度額1回 500円、年間30回まで)

※医療費の給付、助成対象には細かな条件がありますので、詳しくは国保医療課に相談ください。

一人暮らしの高齢者の安心のために

介護福祉課 (市役所内線 1221~1224)

名称	内容
福祉電話の貸し出し	■ 電話のないひとり暮らしの高齢者で、安否確認のための通信手段が必要と認められる人に、電話機を貸し出します。前年の所得税が非課税世帯が対象です。
緊急通報システム端末機の貸し出し	■ 病気等により日常生活に支障のある、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者などを対象に、ボタンを押すと消防署へ通報できる端末機を無料で貸し出します。
日常生活用具の給付	■ 寝たきり高齢者等の日常生活に必要な用具を提供します。対象品目は火災報知器、自動消火器、電磁調理器の3品目。
配食サービス	■ 高齢や虚弱などにより調理のできない高齢者世帯に夕食弁当を配達し、あわせて安否確認を行います。
訪問サービス	■ ひとり暮らしの地域社会との交流の乏しい高齢者の自宅に、市内の乳製品販売店の人が、乳製品を持って訪問し安否確認の声かけを行います。前年の所得税が非課税世帯が対象です。

自宅での介護等が困難になったとき

介護福祉課 (市役所内線 1224)

名称	内容
養護老人ホームへの入所	■ 家庭環境や住宅事情、経済的な事情、心身上などの理由で、在宅での生活が困難なお年寄りが入所できます。 ■ 市内には養護老人ホームがありませんので、近郊の市町村にある施設を利用しています。

介護保険のサービスを受けるため

介護福祉課 (市役所内線 1226)

介護サービスの利用には「介護や支援が必要であると認定されること」が必要です。そのための申請は、介護福祉課窓口で行います。ただし、この申請は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうことができます。

申請	介護サービスを受けるためには、要介護認定の申請が必要です。
調査	本人の心身の状況を調べるため、本人や家族から聞き取り調査を行います。
審査・判定	訪問調査の結果や医師の意見書をもとに、介護認定審査会において審査及び判定を行います。
認定	原則として申請から30日以内に、市から認定結果をお送りします。
介護(予防)サービス計画作成	本人の希望や心身の状態に合った介護(予防)サービス計画を作成してもらいます。
サービスの利用	介護(予防)サービス計画に基づいてサービスを利用します。

在宅高齢者の介護・支援の相談窓口

名称・問合せ先	内容
◆ 恵庭市みなみ地域包括支援センター 34-8467 ◆ 恵庭市ひがし地域包括支援センター 35-1071 ◆ 恵庭市きた地域包括支援センター 36-5035	■ 高齢者の介護に関する悩みや心配事の相談などをお受けし、心身の状態に合わせた総合的なサービス利用などの調整を行います。 ■ 介護予防サービス計画を作成します。
◆ 市介護福祉課 市役所内線 1221~1229	■ 介護保険の認定申請、各種保険サービスの利用、保険料、在宅高齢者の自立支援に関する相談などをお受けします。
◆ 保健センター 37-4121	■ 在宅高齢者の健康相談、リハビリ相談、訪問相談などを行います。
◆ 北海道地域福祉生活支援センター 石狩地区センター 011-208-2941 ◆ 恵庭市社会福祉協議会 33-9436	■ 高齢や障がいにより、福祉サービスの手続きや生活費・預金通帳などの金銭管理、大切な書類などの保管など、日常生活の判断に不安のある方のお手伝いとして、地域福祉権利擁護事業(有料)があります。相談は無料ですので、まずは電話で問い合わせください。
◆ 成年後見センター・リーガルサポートさっぽろ 011-280-7077 ◆ 札幌弁護士会高齢者・障害者支援センター「ホッと」 011-242-4165 ◆ 北海道社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ北海道」 011-717-6886	■ 認知症・知的障がい・精神障がいによって、判断能力が十分ではない人が、相続や売買などにおいて法律上の問題があった場合に、不利益を受けないように保護・支援する成年後見制度についての相談をお受けします。